

# (仮称) 青森市環境基本計画の策定について

## 1 策定の目的

本市ではこれまで、各種法令や青森市総合計画に基づき、各環境政策の推進に取り組んできましたが、近年の地球温暖化による気候変動や生物多様性の損失など、様々な問題が顕在化していることから、本市の環境行政の実行性を高めるため、令和7年12月に制定した青森市環境基本条例第8条に基づき、環境分野における基本計画を策定しようとするもの。

## 2 計画の位置づけ

- ・青森市環境基本条例第8条に基づく、本市の環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画
- ・本市のまちづくりの最上位計画である青森市総合計画の基本政策、政策及び施策を推進するための個別計画

## 3 計画期間

令和8(2026)年度～令和10(2028)年度 ※青森市総合計画前期基本計画の計画終期と整合

## 4 今後のスケジュール(予定)

年度	時期	審議会	その他
R8	5月 中旬～下旬		■市民・事業者アンケート調査の実施
	～7月 中旬		■庁内検討・調整
	下旬	■審議会 課題等整理、 基本方針・計画素案の検討等	
	～10月 月上旬		■庁内検討・調整
	中旬	■審議会 計画素案の審議	
	12月 月上旬～下旬		■わたしの意見提案制度 (パブリックコメント)の実施
	～1月 下旬		■庁内検討・調整
	2月 月上旬	■審議会 計画案の審議	
	下旬		■計画策定(庁議決定)

※そのほか、審議案件が生じた場合には随時審議会(又は部会)の開催を想定。